

日本幼児体育学会（JPEC）会則

The Japanese Society of Physical Education of Young Children

総則

第1条 本会は、「アジア幼児体育学会」の支部組織として、「日本幼児体育学会」と称する。英文名称および略称は、アジア幼児体育学会を The Asian Society of Physical Education of Young Children (APEC)、日本幼児体育学会を The Japanese Society of Physical Education of Young Children (JPEC) とする。

第2条 本会の設立年月日を 2005(平成 17)年 8 月 19 日とする。

第3条 日本幼児体育学会の所在地は、学会事務局（兼 アジア幼児体育学会事務局）とする。本学会事務局は、京都ノートルダム女子大学 石井 浩子研究室に置く。
〒606-0847 京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地
京都ノートルダム女子大学 石井浩子研究室内

また、日本幼児体育学会資格認定委員会事務局およびアジア幼児体育学会学術誌編集委員会事務局を、早稲田大学 前橋 明研究室に置く。

〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15
早稲田大学人間科学学術院 前橋 明研究室内

目的と事業

第4条 本会は、幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 会員相互の幼児体育の研究促進を目的とする大会・シンポジウムの開催。
- 2 会員相互の指導力向上と普及・振興を目的とするセミナー・講習会の開催。
- 3 幼児体育の普及のために、学会資格認定による幼児体育指導者の養成。
- 4 研究誌「幼児体育学研究」「アジア幼児体育学研究」・Newsletter 等の出版物の発行。
- 5 会員が本会の組織運営に関して審議し、決定する総会・理事会の開催。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

会員

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員ならびに特別会員とする。正会員は、本会の目的に賛同する者で支部理事会が推薦し、本部常任理事会の承認を得た者とする。賛助会員と特別会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会が承認した者とする。

第6条 会員は、本会が営む事業に参加することができ、また、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

役員

第7条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- 1 会長 1名（理事の互選により選出する）
- 2 副会長 2名（会長が指名し、理事会が承認する）
- 3 理事長 1名（会長が指名し、理事会が承認する）
- 4 常任理事 若干名（理事の中より、会長・副会長・理事長が任命する）
- 5 理事 若干名（正会員の互選により選出する）
- 6 監事 2名（正会員の互選により選出する）
- 7 事務局長 1名（会長が指名し、理事会が承認する）

第8条 役員の任期は4年とし、重任を妨げない。欠員の生じた場合には、理事会で選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を助けるために事務局を設け、事務局に次の役員を置く。

- 1 事務局長 1名（会長が指名し、理事会が任命する）
- 2 幹事 若干名（事務局長が指名し、理事会が任命する）

会議

第10条 本会の会議は、総会・常任理事会・理事会とする。

第11条 総会は、毎年1回、開会する。

第 12 条 理事会は、会長および他の理事をもって構成し、理事長が召集する。理事は、本会の事業の遂行責任を負い、その執行にあたる。理事の過半数の要求があるときは、理事長は、理事会を召集しなければならない。

会計

第 13 条 本会の経費は、会費、寄付金などによって支弁する。

- 第 14 条
- 1) 正会員の会費は当分の間年額 5,000 円とし、毎年 12 月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。
 - 2) 賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円とする。
 - 3) 特別会員として主旨に賛同する法人は、一口 100,000 円とする。

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日で終わる。

雑則

第 16 条 本会の会則および細則の改正は、総会における過半数の議決による。

第 17 条 本会の解散にあたっては、本会の財産、その他は、非営利団体に寄付する。

第 18 条 本会については、本会の目的達成のために、本会則に準じて事業を遂行するように努力することが望まれ、実情に応じてその裁量に委ねるが、毎年度の活動報告書と会計収支決算書を、理事会、総会に提出し、会員に報告しなければならない。

附則

本会則は、2005(平成 17)年 8 月 19 日に原案が提出され、2006 年 5 月 5 日より施行。

この会則の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。
日本幼児体育学会 会長

埼玉県所沢市小手指町 3 丁目 15 番地 K-703
04-2947-3559、090-7182-6460

アジア幼児体育学会（APEC）

The Asian Society of Physical Education of Young Children

設立：2005(平成17)年8月19日

2005年8月に、第1回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】が、早稲田大学において、前橋 明教授のもとで、開会されました。このシンポジウムの際、東京都内において、日本・台湾・韓国の関係者が会談をした結果、毎年、アジア各国・各地域を巡回しながら、「幼児体育」の国際会議を開催することにより、幼児体育に関する国際的な動向を学ぶとともに、最新の幼児体育理論および実践研究の情報交換の機会を設け、幼児体育研究者と実践指導者との交流・親睦のための場を提供することを決めました。そのために、各国、各地域が、互いに協力・支援し合うことを誓い合い、毎年、再会することを約束しました。 発起人は、

日本：早稲田大学 前橋 明（早稲田大学）、米谷光弘（西南学院大学）、

田中 光（流通経済大学）、澤田幸男（さわだスポーツクラブ）、

石井浩子（京都ノートルダム女子大学）、原田健次（京都西山短期大学）

韓国：徐 相玉（韓国ニュースポーツ協会）、李 貞淑（明知大学）

台湾：邱 金松（国立体育大学）、黄 永寛（国立体育大学）

2006年度は、2006年8月19日(土)・20日(日)に、第2回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】の国際学術研究集会を、韓国ソウル特別市の中央大学において開催されました。その後、台湾、中国と、各地域を、順番に回ることとなりました。新たな参加国が加盟し、開催準備が整えば、会場を受けていただくように、申し合わせをしました。

また、アジアの学会の世話人（会長）は、毎年、学会大会の開催国の代表者の方をお願いをすることも、決定しました。学術誌「アジア幼児体育学研究」は、当面の間、日本の早稲田大学を事務局として、発行されることとなりました。

これからのアジア幼児体育学会の運営と使命達成のため、「幼児の体育」研究に関心のある国や地域があれば、学会に参加していただけるように、お誘い申し上げます。今後とも、ご協力ならびにご支援をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

2006年8月20日(日)

世話人：前橋 明、米谷光弘、田中 光、澤田幸男、石井浩子、

原田健次、徐 相玉、李 貞淑、邱 金松、黄 永寛